

第3期 伊達市

子ども・子育て支援事業計画（案）

.....

概要版

2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

1 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市の子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

計画策定に当たっては、国の動向や本市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みとの継続性を保ちつつ、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、上位計画である第7次伊達市総合計画をはじめとする既存計画との整合・連携を図ります。

2 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間を計画期間とします。また、原則として2027年度（令和9年度）に中間見直しを実施しますが、社会情勢や子育て環境の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 計画の策定方法

第2期計画における量の見込みを算出すべき事業のうち、算出した見込み量と確保内容に対する利用実績を比較・検証するとともに、子育て家庭の実態や子育て支援に関するニーズを把握し、基礎資料とするために、就学前児童・小学生・中学生・高校生の保護者を対象に「第3期伊達市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。

また、市民からの意見を計画に反映させるため、子育てに関する有識者、事業主代表、労働者代表及び子育て当事者等から構成する「伊達市子ども・子育て会議」を2023年度（令和5年度）～2024年度（令和6年度）にかけて4回開催し、意見聴取を実施しました。

2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもを安心して産み育てることができる環境づくりや、子どもの安心・安全な居場所を確保するためには、子どもやその保護者の状況に応じた切れ目のない支援が必要であり、第2期計画の取り組みとの継続性を踏まえながら、充実を図っていく必要があります。

本計画では、第7次伊達市総合計画における子どもの教育と保育において目指すべき姿として掲げた「子どもの健やかな成長を支援し『子育てするなら伊達市』の定着」を基本理念として設定しました。基本理念に基づき、本市の子育てに関する環境をより良いものにし、子どもを安心して産み育てることができるまちを目指すものです。

2 基本方針

すべての子どもたちが健やかに育ち、保護者が子を育てる喜びを感じながら生活ができるまちとして、基本理念である「子どもの健やかな成長を支援し『子育てするなら伊達市』の定着」を実現するため、次の3つの基本方針を定めます。

<基本方針1> 子どもの健やかな発育、成長を支える教育・保育の提供

子どもたちが健やかに育つために、子育て世帯の状況に応じた幼児、学童期などの特性を踏まえた教育・保育サービスの提供に努める。

<基本方針2> 安心して子育てができる環境づくり

保護者が妊娠・出産から育児に関する知識を身につけながら、子どもを育てる喜びを実感し、安心して生活ができる伊達市を実現するため、子育て環境の整備に努める。

<基本方針3> 地域で支える子育て支援

成長段階に応じて地域の様々な人と触れ合うことができる多世代・異年齢交流を推進するとともに子育て世帯の悩みや困りごとへの相談体制の充実に努め、伊達市全体で子どもたちと保護者を支えるまちづくりを進める。

3 教育・保育提供区域の設定

本計画でも第2期計画と同様に、教育・保育提供区域を行政区1圏域として設定します。

4 計画期間の人口推計

コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

区分	実績		推計			
	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
総人口	31,516人	30,905人	30,391人	29,798人	29,091人	28,626人
年少（15歳未満）人口	2,931人	2,803人	2,709人	2,589人	2,485人	2,374人
割合	9.3%	9.1%	8.9%	8.7%	8.5%	8.3%

3 施策の展開

基本方針1 子どもの健やかな発育、成長を支える教育・保育の提供

(1) 幼児期の教育・保育における施設型給付の提供体制

量の見込みは、現在の定員規模で充足することが見込まれますが、例年、0歳児の年度途中での入所希望等によって年度末に向けて待機児童が生じる傾向があり、この傾向は今後も続くことが予想されるため、保育士の確保に努めることが重要です。

(2) 幼児期の教育・保育における地域型保育給付の提供体制

地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、現在、市内での事業はありませんが、今後、需要の状況に応じ事業者からの申請があった場合、設置について検討します。

(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

保育所等における日常の取り組みはもとより、本計画においては、教育振興基本計画との親和性を意識し、保育所、幼稚園、認定こども園と学校との連携強化を進めます。

(4) 発達・障がい児支援事業の提供体制

①子ども発達支援事業専門支援事業

西胆振地域発達支援推進協議会を構成する西胆振4市町の保育所、幼稚園等を通じて、発達の遅れや障がいのある児童及び家族や関係職員へ専門的な相談・支援を行います。

②子ども発達支援センター運営事業

業務委託により支援が必要な児童の個別の発達プランの作成や必要に応じた家族への相談支援、保育所等への訪問・連携支援を実施します。

(5) 就学期の教育・保育の量の見込みと提供体制

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

5施設10の放課後児童クラブ（定員365人、利用可能児童数479人）を運営しており、定員の範囲内で事業を継続することが可能と見込まれています。

第2期計画期間において実施していた放課後子ども教室は、既存事業の枠組みを活用しながら事業を行うよう検討します。

②児童館運営事業

小学校区にあわせて市立1施設、私立2施設があり、児童厚生員による遊びの指導や季節の行事を実施しています。幼児と一緒に利用する保護者や子どもが安全・安心に過ごす場所として活用できるよう事業を継続します。

(6) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業は実施していませんが、2019年（令和元年）10月から開始している幼児教育・保育の無償化を踏まえ、必要性について検討します。

(7) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業は実施していませんが、事業者から申請があった場合、必要に応じて検討します。

基本方針2 安心して子育てができる環境づくり

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦健康診査への助成について、現状の体制を継続します。

(2) だてっこ子育てきずなLINE

LINEのプッシュ通知による妊娠期から子育て期の保護者へ情報提供と供給体制を継続するとともに制度の周知に努めます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握するため、保健師が訪問し、保護者が安心して子育てができるよう支援します。

(4) 産後ケア事業

家族などから十分な家事及び育児などの援助を受けらず、産後に心身の不調または育児不安などがある状況の1歳未満の子どもを持つ母親を対象に、育児の悩み相談、昼食の提供や休息時間の確保等により育児疲れの解消を図ります。

(5) 養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言、相談、支援を実施する現状の支援体制を継続するとともに要保護児童対策地域協議会の関係機関等との連携を強め、情報の収集及び共有を図ることにより、児童虐待の早期発見・未然防止に努めます。

(6) 子育て世帯訪問支援事業

事業は実施していませんが、既存の施設やサービスで充足しないと見込まれる場合、必要に応じて検討します。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の病気や出張等の社会的理由のほか、育児疲れ、育児不安等によって一時的に家庭における養育が困難になった児童について、児童養護施設への委託により必要な保護を実施します。

(8) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて児童の預かり保育を実施する現状の提供体制を継続します。

(9) 一時預かり事業（一般型）

未就園児を対象に、市内保育所2施設において実施しており、2023年度から虹の橋保育園では1歳児以上、つつじ保育所では0歳児の受入を行っていますが、特に1歳児以上の需要が高まっているため、定員の拡大を検討し、保護者が安心して子育てができるよう支援します。

(10) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる制度であり、保護者が安心して子育てができるよう適切に支援し、事業を行います。

(11) 医療的ケア児保育事業

事業は実施していませんが、潜在的なニーズに向けた事業実施のための検討を行うとともに、他の自治体での事業実施の効果や課題について調査・研究を行います。

(12) 病児保育事業

小児科に併設されている施設1か所で実施しており、今後も保護者が安心して子育てができるよう適切に支援し、事業を継続します。また、平常時は現在の定員で対応できていますが、インフルエンザ等に集団感染したときはすべてに対応することが困難な状況であるため、病児保育施設の拡大を実施し、受入体制の強化を図る予定としています。

(13) 延長保育事業

認可保育所4施設、認定こども園1施設において1時間の延長保育を実施しています。

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常の保育時間を延長して保育を実施し、保護者が安心して子育てができるよう支援します。

(14) 親子関係形成支援事業

事業は実施していませんが、既存の相談サービスで充足しないと見込まれる場合、必要に応じて検討します。

基本方針3 地域で支える子育て支援

(1) 地域子育て支援拠点事業

現在3施設で実施しています。乳幼児とその保護者が相互の交流を実施する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施します。

(2) 利用者支援事業（こども家庭センター・妊婦等包括相談）

これまでの母子保健機能である「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能である「子ども家庭総合支援拠点」で実施する支援を一体的に行うことで、妊娠期から子育て期にわたり、相談対応や訪問等により、すべての妊婦や子どもとその家庭を対象に切れ目のない支援を実施します。

こども家庭センターは、令和8年度開設のため検討中であり、国の制度に基づく事業は実施していませんが、これまで担ってきた「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の機能により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を市健康福祉部の各課や子育て支援センターと連携しながら実施しており、こども家庭センターの開設後も停滞のない事業の実施に努めるとともに、今後も利用者が適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を継続します。

(3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の早期発見、未然防止のため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）機能の強化を図り現状の支援体制を継続するとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関等との連携を強め、情報の収集及び共有を図ることにより、児童虐待の早期発見・未然防止に努めます。

(4) 児童育成支援拠点事業

事業は実施していませんが、既存の施設やサービスで充足しないと見込まれる場合、必要に応じて検討します。

(5) ファミリー・サポート・センター事業

事業は実施していませんが、潜在的なニーズに向けた事業実施のための検討を行うとともに、他の自治体での事業実施の効果や課題について調査・研究を行います。

4 計画の推進に向けて

1 計画推進に向けて

本計画では、乳児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。本計画の推進に当たっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応えるため、必要なサービスの確保と質の向上を目指すことが求められます。

このため、関係機関と連携した横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを推進することとします。

2 計画の進行管理

本計画に実行性をもたせ推進していくためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要となることから、「伊達市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価し、検証することとします。

また、各事業の実施に当たっては、伊達市子ども・子育て会議での検証結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しや計画の修正を実施することとします。

第3期 伊達市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行日 2025年（令和7年）3月

発行者 北海道伊達市

編集 伊達市健康福祉部子育て支援課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1

TEL 0142-82-3194
